

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I **コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報**

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの充実によって、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築、株主をはじめ社外に対する正確な情報発信による経営の透明性の確保、更に企業倫理、コンプライアンスの遵守による健全な企業経営を図ることが重要と考えております。そして、経営の効率性を高めるうえで、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス（遵法義務）とアカウンタビリティ（説明責任）に基づくコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けて、鋭意努力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1-2-4. 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳）

2016年の定時株主総会から招集通知の英訳（抄略）を実施し、TDnet等に掲載しておりますが、議決権の電子行使プラットフォームにつきましては、当社の株主数や導入コストを勘案し、現時点においては導入の必要性は低いと判断しております。

（補充原則4-1-3. 最高経営責任者等の後継者の計画）

当社の取締役会は最高経営責任者等の後継者の計画について監督を実施しておりませんが、後継者の計画が重要であると認識し、取締役会での監督のあり方について引き続き検討していきます。

（補充原則4-2-1. 業績連動報酬、自社株報酬の適切な割合設定）

経営陣の報酬については、月額定額報酬と業績連動報酬を基本としており、業績連動報酬は、各期の業績、配当、従業員の賞与水準、役員の貢献度及び過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しております。中長期的な視点にたった自社株報酬などの役員報酬制度は導入しておりませんが、経営環境等を鑑み、必要に応じて適切な時期に検討してまいります。

（原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用）

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在席しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。取締役会等で説明が不十分な場合、社外取締役が適切な意見を述べるなど、1名であるものの他の取締役に対する監視・監督機能を十分に発揮しているものと判断しております。

（補充原則4-10-1. 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与、助言）

当社の取締役・監査役候補者の指名については、独立社外取締役を含む取締役会で、各候補者の人格や識見、経験や実績等をもとに審議し、決定するものとしております。また、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額を上限として、今後は独立社外取締役の助言を受け、決定される方針であることから、適切に機能していくものと考えております。

（補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性の分析、評価）

社外役員が、各取締役に対し、取締役会全体の実効性や評価に関して講評しております。結果の開示については今後、検討課題いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4. いわゆる政策保有株式）

当社は、重要な取引先との長期的・安定的な相互協力関係を構築・強化し、当社の競争力・収益力の向上を図ることと安定的な金融取引関係の維持などを目的に政策的に株式を保有しておりますが、個々の株式については、定性的かつ包括的な判断を要するため、画一的な判断基準を設けておりません。

なお、定期的に各株式に関する当社の保有の目的を確認の上、その合理性について検証し、保有継続の可否を判断いたします。政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行うこととしております。

（原則1-7. 関連当事者間の取引）

当社は関連当事者との取引を行う際は、取締役会で承認を受け、事後報告を行うこととしております。また、担当部において、半期毎に関連当事者取引調査を実施することにより監視体制を構築しております。

（原則3-1. 情報開示の充実）

（1）経営理念等、経営戦略、経営計画

（経営理念）

介護・福祉・医療というヘルスケア全般に関わるシステムメーカーとして、“誰もがすこやかに暮らせる社会の実現のために”トータルソリューションを提供してまいります。

（中期的な経営戦略）

当社グループは、介護・福祉・医療というヘルスケア全般に関わるシステムメーカーとして、トップブランドを標榜しております。

グループ各社はこの方針に基づき、各社オリジナル性を活かし、個別にノウハウを積み上げるとともに、シナジー効果によるグループ力の強化を図っていきます。具体的には、以下のとおりです。

- ・当社グループの主力商品であります介護保険対応版システム「ほのぼの」シリーズの機能強化と安定運用を図り、ユーザーシェアの拡大を図ってまいります。
- ・更なる地域に密着した営業展開を実施するため、営業拠点の拡大と業務の見直しを行います。
- ・グローバル化への対応として、今後、マーケット拡大が見込める地域への足掛かりを研究してまいります。
- ・要介護者向け歯科サポート業務等を行う会社の子会社化など、コア業務の周辺分野への進出を引き続き検討してまいります。また、介護ロボット、IOT分野進出なども検討してまいります。
- ・グループ会社の技術力・ノウハウ等を活用してシナジー効果の最大化を図り、クラウドコンピューティングの運用を強化いたします。

・「地域包括ケア」をキーワードとした医療と介護・福祉の連携システムの強化を図ります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役等の報酬決定方針と手続

取締役の報酬については「役員規程」に定めており、取締役の報酬の総額を株主総会の決議により決定し、各取締役への配分は取締役会において決定することとしております。

(4) 取締役等の選任・指名に関する方針と手続

取締役候補は、人格や識見、経験や実績等をもとにその責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、代表取締役社長および専務取締役の助言・確認を得た上で、取締役会で決定するものとしております。

(5) 各役員の選任理由

各役員の選任理由は第37期定時株主総会招集通知より記載しております。

(補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、個別職務権限基準を定め、取締役会、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役等の意思決定機関および意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

なお、取締役会の決議事項は法令および定款の定める事項と重要な経営事項としております。

(原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性判断基準をもとに、候補者を選定しております。

独立社外取締役の候補者の選定には経営者としての素養を持ち、関連法規等の知識があり、自身の役割を十分に理解している候補者を選定するように努めております。

(補充原則4-1-1-1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役候補は、人格や識見、経験や実績等をもとにその責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、代表取締役社長および専務取締役の助言・確認を得た上で、取締役会で決定するものとしております。

(補充原則4-1-1-2. 役員の兼任状況)

社外役員を除く取締役及び監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を得ております。兼任状況については毎年の定時株主総会の事業報告書に開示しております。

(補充原則4-1-4-2. 取締役・監査役のトレーニングの方針)

当社は、取締役および監査役全員を対象に関係法令を中心とした外部講師による研修を年1回行っております。なお、社外取締役に對しては、当社グループ及びその事業についての理解を深めるため、必要に応じて、当社製品説明会等を実施しております。

(原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針)

- ・株主・投資家への対応はIR担当執行役員が窓口となり、経営企画部が補助を行いながら、建設的な対話を行っております。
- ・株主向けの報告会として、定時株主総会後にアナリスト向け決算説明会を年2回、個人投資家向け説明会を適宜開催するほか、機関投資家向けのスモールミーティングに積極的に応じております。
- ・IRで得られた機関投資家、個人投資家の意見、要望については、適宜、経営陣に報告し、情報の共有を図っております。
- ・対話に際してのインサイダー情報の管理に関しては、株主間において情報格差が生じないよう予め、情報提供の範囲を決定するとともに担当者を限定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社森の学校	3,532,000	19.98
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,394,300	13.55
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORT FOLIO)	1,309,500	7.41
エヌ・デーソフトウェア従業員持株会	1,176,000	6.65
ブルーツリー株式会社	1,016,000	5.75
SCSK株式会社	680,000	3.84
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	596,400	3.37
佐藤 廣志	500,000	2.82
青木 精志	459,600	2.60

支配株主（親会社を除く）の有無

———

補足説明 **更新**

(注1) 大株主の状況は、2016年3月31日現在の状況です。なお、当社は自己株式 80,134株を保有しております。

(注2) シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドから、平成28年2月9日付で提出された変更報告書により、平成28年2月2日現在で3,205,200株を保有している報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者： シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（Symphony Financial Partners (Singapore) Pte. Ltd.)

住所：シンガポール 049319、タン・センター、#10-06、コリヤー・キー20

保有株式数：3,205,200株

株券等保有割合：18.14%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しないため、該当事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 弘	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 弘	○	当該取締役を独立役員に指定しております。 株式会社ジェイ・ウィル・アドバンス 特別顧問	同氏は、豊富な経営者経験や幅広い見識等を有しており、その経営者としてのバランス感覚を活かして、中立・客観的な立場でコーポレート・ガバナンス等の向上について貢献して頂きたいと考え、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 8 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携のために、監査計画策定時・各四半期監査後に内部監査室を含めた三者会議を行っております。また監査全般に

関する事項について適宜会議を行い、十分な意見交換ができるようにしております。

また、監査役と内部監査部門等とは緊密な連携を図り情報の収集等を実施するとともに、定期的に連絡会を開催し、グループ全体としてのガバナンスの確保に努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤英樹	他の会社の出身者													
柴田孝	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤英樹	○	当該監査役を独立役員に指定しております。 加藤公認会計士事務所 所長 税理士法人おおぞら総合会計事務所 代表社員 米沢信用金庫 監事 米沢商工会議所 副会頭	公認会計士及び税理士であり、財務及び会計等に関し、相当程度の知見を有しております。その優れた見識と中立・客観的な立場で当社のコーポレート・ガバナンスの構築に貢献して頂いており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
柴田孝	○	当該監査役を独立役員に指定しております。 国立大学法人山形大学 教育・学生支援部プロジェクト担当教授 米沢信用金庫 顧問	長年の企業経営等により豊富な経験、実績、幅広い知識を兼ね備えております。その優れた見識と中立・客観的な立場で当社のコーポレート・ガバナンスの構築に貢献して頂いており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

平成24年6月22日開催の定時株主総会特別決議に基づく第2回新株予約権（平成28年5月31日現在の状況）

- ・新株予約権の数
587個（新株予約権1個につき400株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 234,800株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
537円
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 700円
資本組入額 350円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成26年7月13日から平成29年7月12日まで

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

- ・新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権は、新株予約権の行使において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年で退職した場合、その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
(3) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）1. 平成24年10月1日付の株式分割（株式1株を2株）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。
3. 平成24年8月17日付の取締役会において決議した第三者割当による自己株式の処分に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権の発行要項に定める時価を下回るため、同年9月27日付で2,152円から2,150円に行使価額の調整を行っております。さらに、同年10月1日付の株式分割（株式1株を2株）に伴い、2,150円から1,075円に行使価額の調整を行っております。
4. 平成25年7月5日付の取締役会において決議した第三者割当による自己株式の処分に係る1株当たりの払込金額が、新株予約権の発行要項に定める行使価額の調整に関する時価を下回るため、同年8月21日付で1,075円から1,074円に調整を行っております。
5. 平成27年2月10日付の取締役会の決議により、平成27年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整を行っております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数は以下の通りです。

取締役を支払った報酬等	支給額	96百万円	支給人員	7名	（うち社外取締役	1名	4百万円）
監査役を支払った報酬等	支給額	13百万円	支給人員	3名	（うち社外監査役	2名	1百万円）

- （注）
1. 取締役2名については、報酬は支払っておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）

と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の臨時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。

5. 支給額には、以下のものも含まれております。

・平成28年6月24日開催の第37回定時株主総会において付議いたします役員賞与

取締役 6名120万円

監査役 1名0万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
なし
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役へは、常勤監査役が2名の社外監査役と連携を取りながら経営陣の監視や法令遵守の監視を行っております。

なお、監査役の業務に関しては、必要に応じて業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については内部統制システムに関する

基本的な考え方及びその整備状況にそって、業務執行と兼務のない独立性に配慮して取締役と監査役が十分に協議し監査役会の同意を得て決

定することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会制度を採用しております。会社法上の機関として、会社定款に定められた株主総会と、株主総会で選任された取締役により構

成される取締役会を当社の事業全般に関する最高意思決定機関として位置づけ、また同じく株主総会において選任された監査役により構成され

る監査役会は、取締役の職務執行について監査しております。

取締役会のほかに、業務執行の内容を協議する機関として経営会議があり、経営上の重要課題について取締役会の意思決定支援を行っています。

取締役会は8名の取締役（うち1名は社外取締役）で構成され、定例取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、会社の

重要な業務執行の決定と職務の監督を行っております。

内部監査部門としては社長直轄の内部監査室があり、全部門を対象として、当社の業務運営の適正化を図り、健全経営と効率向上に資するこ

とを目的としております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させること

により、実効性の高い内部監査を実施しております。

監査役は3名（うち2名は社外監査役）で、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等によって、業務及び財産の状況

を調査し、取締役の職務の執行を監査しております。また、内部監査部門等とは緊密な連携を図り情報の収集等を実施するとともに、定期的に連

絡会を開催し、グループ全体としてのガバナンスの確保にも努めております。

また、監査役（会）、内部監査室、及び監査法人の三者は緊密な連携を保ち、重ねて調整する必要のある案件、迅速に対処すべき案件を見極

め、合理的な監査に努めております。なお、社外監査役との特別な利害関係はございません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役3名（うち社外監査役2名）による監査が実施され経営の監視面で十分な体制が整っていることに加え、社外取締役1名と会社業務に精

通した各社内取締役による相互牽制が機能しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示できるようにいたしました。

2. I Rに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

年に数回、主に本決算と第2四半期決算後に定例的に開催を実施しております。また、株主総会終了後に株主向け会社説明会を実施しております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

ラージミーティングについては、本決算と第2四半期報告決算の発表後に、決算報告並びに当該年度の経営戦略について説明しております。個別ミーティングについては、随時行っております。

あり

IR資料のホームページ掲載

有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、決算説明会で用いた資料等をタイムリーに掲載しており、情報提供の充実を図っております。なお、それらの資料は以下のURLにてご覧いただけます。 <http://www.ndsoft.jp/ir/info/stockholder.php>

IRに関する部署（担当者）の設置

経営企画部が担当部署となっております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は従来から企業の社会的責任（CSR）を重要な事柄として位置づけ実践してきました。その具体例としては授産品販売所（障がい者の方が製作した日用品などを扱うお店）および地域文化財への資金の寄付、医療関連施設への車いすの寄贈、新入社員の無償介護奉仕活動、および高齢者の方々向けの各種講習会の開催を実施しております。また、サッカーJリーグのモンテディオ山形のホームグラウンドである、山形県総合運動公園陸上競技場の命名権を取得しております。これは、山形県のスポーツ振興施策と当社が目指すCSR活動の方向性が合致したことによるものであり、当社が継続取得することで、山形県が期待する命名権の要件に副って社会貢献ができ、加えて更なる企業価値の向上に寄与できるものと考えています。また、モンテディオ山形とのコラボレーションによって作成しましたノベルティ・グッズ等をイベント等にあわせて無償で配布することも行っております。その他、山形県、南陽市とやまがた絆の森「NDソフト・こもれびの郷」を締結し、協力して森づくりによる地域活性化を目指していくなど、地球温暖化、環境問題への取り組みも進めております。また2011年3月の東日本大震災におきましては、被災者支援のボランティア活動に弊社社員を派遣しております。また、2015年4月には、陸上中長距離選手を育成・支援するため、男子陸上部を創部しました。地元小中学生向け陸上教室を開催するなど、将来を担う陸上選手の育成と、

3年を目途にした全日本実業団駅伝出場を目標に活動しており、スポーツ活動を通じてより一層地域・社会への貢献を図っていきます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、システムを通して「誰もがすこやかに暮らせる社会の実現のために」を経営理念として、そのテーマを達成するために「お客様第一主義」の基本方針を掲げ、お客様の信頼に応えることを全社職員の行動の基本とするとともに、以下の通り、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備し、その徹底・浸透を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 事業展開の指標となる経営理念、経営方針、業務執行方針を定めるほか、経営上の重要事項については取締役会において決定します。更に、その他の重要会議においても監査役の出席を求め、重要な決定事項に関しては日常的に監査役の監査を受けるものとします。
 - (2) 役員及び使用人が、コンプライアンスの重要性を共有し、組織構成及び職務遂行における内部牽制機能を強化するとともに内部通報者制度の整備を図るものとします。この内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図ります。また、全社的に周知徹底することにより、経営の健全性・透明性を継続維持しながら、円滑な事業展開と収益確保を図り、企業価値を最大限に高めていくことを目指します。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報について、社内規程及び関係法令に基づき、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行います。ISO 27001 規格の ISMS 第三者認証取得の全社拡大により、情報管理を徹底し、情報の機密性、完全性、可用性の向上を目指し、継続的改善を推進します。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制については、危機管理規程と事業継続計画の策定を行うとともに、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行い、その周知徹底を図ります。
 - (2) リスクが顕在化し、重大な影響が予測される場合は、予め任命された危機管理担当取締役が主体的役割を担います。日常業務については、社長直轄の内部監査室が内部監査規程に則って監査を実施し、損失の危険を早期に発見することに努めます。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 組織規程及び職務権限規程に基づき、各部門の業務及びその権限を明確にし、取締役の職務の効率性確保に努めます。
 - (2) 取締役は、取締役会において決定した中期経営計画に基づき、効率的な業務遂行体制を構築します。また、経営資源の適正な配分等を十分考慮の上、年度毎に事業計画及び利益計画を策定し、取締役会で決定します。取締役会は、定期的に各部門の目標達成状況の報告を受け、必要に応じて目標を修正し、業務遂行体制の効率化に向けた改善策を決定します。
 5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ・ 当社は、当社が定める子会社管理規程において、子会社の経営上の重要事項の決定の際や経営内容の把握のため、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。
 - ・ 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告のため、月1回開催される当社経営会議に子会社の取締役を参加させます。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、当社が定める子会社管理規程において、子会社管理決裁権限基準を設け、一定水準のリスクがある場合には当社の承認が必要とするなど、子会社のリスクを未然に把握する体制とします。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、当社の子会社業務を管理する担当取締役が子会社の関係部門長と合議を行い、調整統括します。
 - ・ 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を行うなど、効率的な職務の執行が行える体制を構築します。
 - (4) 子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の監査役及び内部監査室が定期的に監査を実施するとともに、各子会社の内部監査部門と連携し、統一的な監査基準のもとに業務監査等を行います。
 6. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は特に配置していませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が十分に協議し決定することとします。
 7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とし、業務執行に係る役職との兼務はしないものとします。
 8. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社は、監査役を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底します。
 9. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役、使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令・定款に違反するおそれがある事実を発見した場合は、直ちに監査役または監査役会に報告を行います。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行います。
 - (2) 子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ・ 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - ・ 子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行います。
 - ・ 当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。
 - (3) 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。
 - (4) 監査役を補助する費用等に関する事項
 - ・ 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 管理部門、内部監査部門は、監査役から要請があった場合は、監査役の補助を行います。

- (2)監査役が必要と認めた場合、監査役は弁護士、公認会計士及び税理士等の外部専門家との連携を図ります。
- (3)常勤監査役は、監査に必要な情報を収集するために各種重要会議への出席及び稟議書その他の重要な書類の閲覧を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力排除基本方針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することを宣言します。

【反社会的勢力排除基本方針】

当社は、反社会的勢力に毅然とした対応で臨み、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針として「反社会的勢力排除基本方針」

を定めます。

- i. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。
- ii. 反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と積極的に連携しながら組織として対応し、断固として拒絶します。
- iii. 反社会的勢力に対しては、資金提供及び不適切な便宜供与は行いません。
- iv. 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
- v. 反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。